

Title	台湾における新移民支援の展開とその拡大要因に関する考察
Sub Title	A study of multicultural inclusive support for immigrants and the expansion of social support for minorities in Taiwan
Author	高橋, 萌(Takahashi, Moe)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2019
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学：人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.87 (2019.) ,p.1- 18
JaLC DOI	
Abstract	This paper clarifies the processes involved in the provision of social support for new Southeast Asian immigrants to Taiwan. Support has gradually expanded as the Taiwanese government has reformed their migration policy. The paper also analyzes the transformation of multicultural policy in Taiwan following the recent introduction of the new southbound policy. While some scholars in Taiwan discussed the realization of a multicultural society by accepting Americanized multicultural theory from the 1970s, ethnic revivalism was activated in the private sector. After that, some social movement practitioners began to support new immigrants from the 1990s onwards. They also protested about the unfair migration policy and about the social exclusion of immigrants. As a result, an integrated social care system which permits immigrants to receive an education, medical care, livelihood support, and ethnic care for transmission of their own culture while they continue to stay in Taiwan is being established. The government intends to collaborate with the private sector to take action. Government will provide significant and comprehensive support to new immigrants and strengthen the new southbound policy. Meanwhile, social practitioners have discovered other minorities and support the construction of a social system which reconstructs ethnicity by promoting ethnic interests as political minorities. In this way, this paper states that there is a high possibility that prevailing social support has been affected by the ethnic identity of people in Taiwan.
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000087-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

台湾における新移民支援の展開とその拡大要因に関する考察
A Study of Multicultural Inclusive Support for Immigrants and
the Expansion of Social Support for Minorities in Taiwan

高 橋 萌*

Moe Takahashi

This paper clarifies the processes involved in the provision of social support for new Southeast Asian immigrants to Taiwan. Support has gradually expanded as the Taiwanese government has reformed their migration policy. The paper also analyzes the transformation of multicultural policy in Taiwan following the recent introduction of the new southbound policy. While some scholars in Taiwan discussed the realization of a multicultural society by accepting Americanized multicultural theory from the 1970s, ethnic revivalism was activated in the private sector. After that, some social movement practitioners began to support new immigrants from the 1990s onwards. They also protested about the unfair migration policy and about the social exclusion of immigrants. As a result, an integrated social care system which permits immigrants to receive an education, medical care, livelihood support, and ethnic care for transmission of their own culture while they continue to stay in Taiwan is being established. The government intends to collaborate with the private sector to take action. Government will provide significant and comprehensive support to new immigrants and strengthen the new southbound policy. Meanwhile, social practitioners have discovered other minorities and support the construction of a social system which reconstructs ethnicity by promoting ethnic interests as political minorities. In this way, this paper states that there is a high possibility that prevailing social support has been affected by the ethnic identity of people in Taiwan.

Keywords: Multiculturalism, migration, social support, Taiwan

キーワード: 多文化主義, 新移民, 支援活動, 台湾

1. はじめに

本稿は、多くの移民を受け入れる台湾を対象として、移民政策の概要と社会運動の展開過程を捉え直しながら、民間団体をも巻き込んだ移民受け入れ支援が広く展開される要因を考察する。

昨今、東アジアでは経済成長や少子高齢化・女性の社会進出に伴う介護・家事労働力の需要の高まりを背景として女性移民が増加する「移民の女性化 (Sassen 2001)」が顕著であると同時に、女性移民の

* 慶應義塾大学大学院社会学専攻博士課程2年

社会的排除に抗する権利要求運動や市民活動も活発化する傾向にある。本稿が対象とする台湾では、1990年代以降、介護・家事労働に従事する移民労働者と東南アジアや大陸・マカオ地区から来た婚姻移民を指す「新移民 (xin yi min)」が増加し、彼らに対する社会的差別やステレオタイプが存在が問題とされてきた¹。台湾では制度上、永住可能な労働移民をほとんど受け入れていないため、国民統合という観点から大きな問題となるのは婚姻移民であると言われている (田上 2012: 182)。

表1は2008年から2018年の十年間に入国した外国籍配偶者数を足し合わせて、地区別に取りまとめたものである。2018年度の調査によれば、外国籍配偶者は18万3333人に登り、台湾内部で最も多い地区は新北市で32261人、次に台北市、桃園市、台中市、台南市と続き、都市圏に集中していることが読み取れる。外国籍配偶者の特徴を顕著に表すのは、男女構成比である。外国籍配偶者総数に対して女性が占める割合は88%以上であり、圧倒的に女性の数が多いことがわかる。(表2)は2008年から2018年

(表1) 地区別外国籍配偶者数 (単位: 人)²

地区名	計	男	女
總計	183,333	20,229	163,104
新北市	32,261	4,420	27,841
臺北市	14,732	4,248	10,484
桃園市	22,418	2,715	19,703
臺中市	18,437	2,428	16,009
臺南市	11,737	1,135	10,602
高雄市	18,398	1,707	16,691
宜蘭縣	3,424	214	3,210
新竹縣	6,548	489	6,059
苗栗縣	6,002	278	5,724
彰化縣	10,700	572	10,128
南投縣	5,046	214	4,832
雲林縣	7,178	206	6,972
嘉義縣	5,590	143	5,447
屏東縣	8,327	302	8,025
臺東縣	1,569	122	1,447
花蓮縣	2,164	238	1,926
澎湖縣	983	26	957
基隆市	2,679	194	2,485
新竹市	3,284	441	2,843
嘉義市	1,460	125	1,335
金門縣	329	11	318
連江縣	67	1	66

(表2) 国籍別外国籍配偶者数 (単位: 人)³

	ベトナム		インドネシア		タイ		フィリピン		カンボジア		日本		韓国	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
總計	1,481	103,149	673	29,256	2,870	5,984	668	8,922	6	4,313	2,293	2,623	616	1,069
新北市	351	17,963	143	3,595	421	1,215	171	1,418	1	441	443	539	166	283
臺北市	107	5,472	86	1,040	61	444	62	570	1	186	700	915	146	328
桃園市	286	10,485	219	4,578	854	1,509	176	1,603	—	301	182	217	45	86
臺中市	181	10,718	45	2,276	448	421	56	833	1	747	252	275	63	91
臺南市	91	8,052	17	1,074	225	295	36	444	—	331	129	112	43	32
高雄市	110	11,906	36	2,076	154	460	54	919	1	438	266	220	66	98
宜蘭縣	14	2,342	5	457	28	88	6	90	—	131	29	15	3	6
新竹縣	45	2,455	31	2,419	63	259	22	564	—	52	30	58	26	16
苗栗縣	36	3,108	20	1,903	89	182	14	291	—	73	15	19	3	9
彰化縣	109	7,087	13	1,750	201	293	26	393	1	411	24	42	10	14
南投縣	19	3,369	4	925	58	111	6	113	—	227	18	5	3	1
雲林縣	28	4,440	6	1,837	81	138	2	174	—	260	12	16	8	6
嘉義縣	27	3,782	2	1,201	46	94	5	125	—	167	4	10	2	1
屏東縣	24	4,956	13	1,716	49	156	12	791	1	240	27	25	6	5
臺東縣	4	985	—	260	3	26	—	84	—	42	20	9	2	3
花蓮縣	4	1,117	4	539	26	40	6	64	—	64	37	15	5	11
澎湖縣	—	575	—	320	—	—	—	7	—	42	5	3	—	1
基隆市	12	1,761	4	296	14	102	3	101	—	67	27	26	6	22
新竹市	21	1,423	21	684	36	117	7	273	—	24	58	84	11	47
嘉義市	12	927	2	192	12	27	4	60	—	63	14	15	2	8
金門縣	—	178	2	112	1	4	—	4	—	3	1	3	—	1
連江縣	—	48	—	6	—	3	—	1	—	3	—	—	—	—

までの国籍別外国籍配偶者数の総数から国籍別の総数と女性の人数を抜粋したものである。内政部が公表する外国籍配偶者の国籍はベトナム、インドネシア、タイ、フィリピン、カンボジア、日本、韓国が含まれ、それ以外の国はその他の国籍として一括りにされている。国籍別外国人配偶者数を示した(表2)を参照すると、ベトナム国籍の配偶者は10万人以上と最も多く、次にインドネシアなどの出身者が続く。国籍別総数に対する女性比率を見ていくと、ベトナム、インドネシア、フィリピン、カンボジア出身の配偶者のうち、90%以上を女性が占める。一方で、日本の場合は男女ではさほど差はなく、タイや韓国では60%程度が女性である。

新移民やその第二世代に当たる「新移民移子女(xin yi min zi nu)」の増加は、少子高齢化が進む台湾における新たな階層格差を作り出し、医療、教育、社会保障等の多方面で問題が拡大するのではない

かという危惧が指摘されている（張 2013）。台湾の学界では、四大族群（si da zu qun）⁴（王 2014）を中心とする台湾の多文化主義社会実現に際する重要課題であるという認識の下、婚姻移民や外国籍労働者を含む移民問題の解決に向けた様々な取り組みがなされてきた。学術レベルでの関心の高さは、藍（2009）の著作である『跨国灰姑娘當東南亞幫傭遇上臺灣新當家庭』が、台湾大学創立90周年を記念した特別出版事業において、台湾の本土化に関する研究や台湾の半導体産業を対象とした研究書と並んで新装版が刊行されたことにも表れている⁵。先行研究では、新移民の生活実態調査やそれに基づいた社会科学的な考察（藍 2009; 徐 2014）が蓄積され、外国籍配偶者に対する社会的差別の構造の把握に重点を置く社会階層研究として発展した。これらの研究は、低階層への編入を余儀無くされた新移民が直面する教育・労働・人権問題を明らかにし、定住化や滞在の長期化を巡る問題は台湾社会における新たな階層格差の拡大の一形態と認識されてきたといえる。

新移民女性の社会適応について研究し、新移民のエンパワーメントの有効性を論じてきた夏（2002; 2006; 2007）によれば、ブローカーを介した国際結婚に関わる問題は、不均衡な国際分業体制に基づく世界経済の歪な発展がもたらした副産物であると指摘されている。古典的経済学におけるプッシュ＝プル分析に基づき、新移民が来台する要因を移民受け入れ国と送り出し国との経済的格差に求めている（王 2001; 夏 2002）。外国籍花嫁が発生する社会経済的要因の一つに、国際結婚ブローカーを介し国際結婚を意味する「メールオーダーブライド（夏 2002）」が挙げられる。移民女性たちが、受入れ国の男性との婚姻を通じ、経済的・社会的な地位を上昇させているとする「グローバル・ハイパガミー」を目指す様子が指摘されてきた（Constable 2004）。しかし、外国籍配偶者が結婚する相手の台湾人男性が低学歴か低収入の人々がおり、婚姻による社会階層の向上は達成されていない場合も見受けられる（横田 2008）。このような状況の改善を目的として台湾人女性たちが新移民女性の支援活動や権利要求運動を展開していることは先行研究で多く紹介されてきた（夏 2006; 横田 2013）。他方、政権は新移民への支援活動を行う団体からの陳情を受けて、移民に対する言語教育・生活支援などの支援サービスを提供するようになった。

このように、民間団体による支援活動や社会運動が先行し、後に政権がそれを移民政策へと反映させた経緯があるため、法的・制度的に台湾人とは区別された異質な他者としての外国籍配偶者に対する台湾政府の政策姿勢や台湾社会における広い意味での差別の構造に焦点が当てられて来た。そのため、新移民を取り巻くホスト社会の状況とその変容に関して分析した論考は少ない傾向にある（陳 2017）。台湾社会における外国籍配偶者に対するイメージの変化について、2004年と2014年のデータを比較して分析した陳（2017）によれば、2004年時点では外国籍配偶者に対する否定的イメージを保つ人々が多かったのに対して、2014年になると、外国籍配偶者と接する機会が多い人々を中心に、強い差別意識を持たなくなっていることが指摘されている。このように、社会運動の展開過程やその政策への影響、現行の政策に関する論考は存在するものの、その数も2010年初頭以降を境に減少する傾向にあり、施策開始当初から現在に至る移民政策の変遷や台湾における社会運動の展開を分析した論考は見受けられない。しかし、Chun（2002）が今後の台湾が経験する多文化主義を揺るがす諸要素について、グローバル化を背景としたトランスナショナルなコンテクストにおける多文化化を指摘しているように⁶、ホスト社会における人々の反応に着目した記述は、台湾の今後の移民政策の展開可能性を考える上で重要性が高まるだろう。そこで、本稿では、台湾内部で多くの移民が滞在する都市部における移民支援の現場に焦点を当てる。移民支援政策が民間団体との連携によって展開されている点を重視し、移民政策を

概観した上で、民間団体による具体的活動の通時的な整理を行う。これに加えて本稿では、移民支援に実際にかかわる人々、移民団体のスタッフ等を対象として、2016年に実施した聞き取り調査および文献調査に基づき、台湾で移民への支援が広く展開される要因を考察する。

なお、本稿で言及する新移民とは東南アジア諸国出身の女性を指す。本稿が特に対象とする婚姻移民は管轄される法律によって、大陸・マカオ籍、外国籍に分類される。法的な枠組みにおいては、婚姻移民は出身国にかかわらず原則的に平等とされている（田上 2012）。しかし、婚姻移民の送出国との関係などにより婚姻届け出の手続きが複雑であり⁷、言語や文化の違いが入国後の生活に与える影響が大きいのは東南アジア諸国出身であると言われている。そのため、言語教育から発展した現行の移民支援政策は、東南アジア出身者を対象としている場合が多い。このような背景から、本稿では東南アジア諸国出身の女性移民を新移民として記述する。

2. 台湾の多文化主義政策の変遷

1970年代から北米の学術理論を吸収しながら発展してきた台湾の学術界では、多文化主義の実現に関する問題が議論され、客家文化復興運動や原住民運動を通じた社会实践により多文化主義や民族教育のモデルが形成されてきた。1980年代以降、台湾にエスニック・リバイバルが訪れ、「台湾人」の由来や出自を明らかにする諸活動が政治レベルでも広く展開された（横田 2015）。1990年以降には四大族群に基づく族群多文化主義言説（田上 2012）が登場した。台湾社会内部に4つの集団が存在していることを前提とし、各族群の相互尊重によって並存する状況を理想とする考え方である。1997年の第四次改憲において、中華民国憲法増修条文第十条第九項に「国家は多元文化を肯定し、積極的に原住民族⁸の言語文化を護り発展させる」とする文言が書き込まれ、多元文化主義⁹が憲法上公定化された。改憲以前の1996年には原住民族委員会が設置され、2001年に客家文化委員会が行政院に設立された。

社会統合理念としての多文化主義がどのようにして新移民を包摂する政策へと移行したのかを分析した田上によれば、多文化主義政策の転換点は台湾独立の機運が高まっていた民進党の第二次陳水扁政権期である（田上 2010）。陳水扁が属する民進党は、結党の起源において原住民運動、客家運動と深く関係しており、「四大エスニック・グループと多文化主義政治」の実現を政策指針に据えている¹⁰。民主化以後の台湾社会を統合する新たな言説の実現に向けて模索する動きが、政府レベル、民間レベルでも活発であった。その最中である2004年に総統に就任した陳水扁により、台湾が元来「移民社会」であるという言説が提示されたことは「本土化」がより強調されたことを示した。しかしながら、民進党政権では、あらゆる分野において原住民問題の解決の政治的意義を強調することが、台湾民族に特有の血縁上及び文化的な意義を賦与するという認識が強く、原住民族に関する政策課題が民進党政権の多文化主義政策上重要視されており（張 2008: 127-129）、新移民に対しては原住民の権利を抑制しない範囲内において、社会的包摂を目指した様々な取り組みが限定的に検討されるようになった。このように台湾における多文化主義の議論は学術レベルでの議論に加え、政策立案者や社会实践を重視する研究者が密接に関係しながら、一連の問題群が形成されて来たと言える。

台湾の多文化主義は欧米の多文化主義理論に影響を受けて発展して来たものの、先述したように戦後以降の台湾におけるナショナルアイデンティティの形成過程と密接な関係を持つため、西洋における多文化主義とは異なる道筋を歩んで来た。西洋における多文化主義をめぐる議論を参照すると、当初は同じ民族集団内部における階級格差、つまり経済格差の是正に焦点を当てており、経済的な階級対立を解

消する方法を援用しながら、文化的多元主義と集团的差異に基づく権利を重視した共通の権利として、シティズンシップの議論の一部として論じられるようになった背景がある（マーシャル 1993）。しかし、台湾の場合、社会経済的側面から論じた多文化主義に関する批判は族群多文化主義に対する批判が展開された時期よりも後発である。1990年代に入り、族群多文化主義は族群の文化の多様性を承認する一方で、各族群の経済社会的地位の差異を隠蔽しているとする批判的な主張が展開された（魏 2009; 田上 2012）。これらの議論を部分的に引き継いだ新移民研究者たちは新移民の代弁者として現行の多文化主義政策を批判し、文化を重視した政策が施行されても、新移民の社会経済的地位の向上が実現されていない点を糾弾してきた。さらに、新移民研究者たちは学術的な議論に止まらず、社会实践にも主眼を置き、新移民のエンパワーメントを目的とした社会運動に積極的に関与しながら、新たな多文化主義の模索を続けている。こうした複雑な多文化的状況にある台湾において、新たに政策的議論に登場した新移民の処遇改善に向けた施策は、2000年以降の多文化主義政策の中でいかように展開してきたのであろうか。

2.1 「移民社会」という言説の登場と移民政策の導入

本稿で論じる移民政策は戦後間もない台湾においては存在せず、漸次的に導入されたものである。その端緒は1980年代の経済政策に溯る。グローバル化の進展に伴い新たに受け入れる外国籍居留者が増加する一方で、台湾人の海外留学が流行した当時、留学を契機とした人材流出の懸念がありながら、人材流出に抗する施策を含む移民政策は十分に検討されなかった。移民政策に消極的であった台湾が移民受入国へと政策姿勢を転換したのは1990年代以降の新自由主義的経済改革期以降である。インフラ建設に注力して実施された急速な経済再建政策は、国内労働力供給では解消できないほどの労働力不足を生み出し、諸外国からの季節労働者を積極的に受け入れる政策を採用せざるを得ず、外国人労働者の受け入れが段階的に合法化された¹¹。1990年以降、台湾が受け入れた移民は婚姻移民と外国人単純労働者の二種に大別できる¹²。受入時期は外国人労働者に次ぎ婚姻移民が続く。1989年にはタイ・フィリピンなどから約3000人の外国人単純労働者を受け入れた。しかし、労働力不足の補完で台湾経済を支えている低賃金の外国人労働者が台湾人の就業機会を奪うという批判が根強く、1990年代には外国人労働者の就業規制に関する労基法関連の改正が行われた。1991年には、外国人労働者の就業規則などを定めた「就業サービス草案」が議論され、法的整備が進められ（江 2015: 64）、政府が外国人労働者を派遣する会社を一元管理する体制が導入された。この体制の基本方針では、あくまで一時滞在型の労働者が想定され、①台湾自国の労働者の雇用に影響がないこと、②制度導入後、外国人労働者を定住させないこと、③治安を乱さないこと、④産業高度化の妨げにならないこと、という単純労働者の受け入れを前提とした（江 2015: 63）。1990年代初頭の外国人労働者受入政策は、不法就労などの問題を改善し台湾人労働者への配慮を徹底するのみならず、台湾経済へ貢献しうる専門職の受入を積極化し、労働市場へ労働力を一時的に補完する狙いがあった。しかし、その後の経済振興政策の重点化に伴い、一層労働力不足が深刻となり、1992年に製造業での受入が勧められた。さらに、経済発展下で進行した少子高齢化が深刻化すると同時に、台湾で核家族化のとともに進行した「介護の脱家族化」（安里 2005: 10）を背景に家事労働や介護労働のサービス化が進行したため、労働力が不足する家事労働分野にまで外国人労働者の受入を拡大した。こうして、移民送り出し社会であった台湾でも、1999年には「出入国移民法」を整備し、永住権が初めて整備され、2000年代初頭に移入管法が改正されると、外国籍者の取り締ま

りが強化された¹³。一連の取締強化の一方で、2005年以降、偽造結婚や不法就労は増加の一途をたどり、不法入国や人権侵害を抑制するために、婚姻届を提出する出先機関での個人面接の実施、居住権の申請条件や空港での入国審査を厳格化する措置が採用された（金戸 2006: 7）。

2.2 新移民政策の展開

台湾政府の移民関連政策は、移民の社会統合に重点が置かれている（横田 2013）。当初は、東南アジア女性への差別意識が強く、優生思想が強調され、中絶支援や産児制限が目的とされてきたが、家族機能の維持を促進する風潮が進む中で婚姻移民の重要性が高まり、新移民を包摂する方針に転換された。1999年には内政部による「外国籍花嫁生活適応指導プロジェクト」、2003年には「外国籍配偶者生活適応指導プロジェクト」を実施し、2005年には「外国籍配偶者ケア指導基金」が設置され、外国籍配偶者向けの支援活動に対する助成金制度が整備された。具体的な支援活動は多数の新移民が居住する桃園市、台北市、新北市、台中市、台南市などを中心に台湾各地域で実施されている。活動の運営主体であ

（表3）台北市政府による新移民支援政策（2004年～現在）¹⁴

関連する法律	実施内容	管轄局
外国籍及び大陸籍配偶者生活実態調査	外国籍・大陸籍配偶者の生活状況の把握	民政局、区役所、戸政事務所
外国籍配偶者生活適応プロジェクト（識字教育など）	外国籍・大陸籍配偶者の生活支援の実施、民間団体と協力した支援サービスの実施、生活適応支援に関する情報の提供、民事・刑事訴訟に関する法的知識や関連情報の提供	民政局、区役所、戸政事務所、警察局、衛生局、教育局、勞工局、社会局
道路交通安全規則	外国籍配偶者に対する自動車免許取得の支援 外国籍配偶者向け交通法規に関する手引書の作成	交通局
全民健康保険法の改正	外国籍配偶者・大陸籍配偶者を含む低収入世帯向けの補助を義務化	社会局
外国籍・大陸籍配偶者健康管理プロジェクト	医療施設における他言語サービスの拡充、ベトナム語に対応可能な保健ボランティアの結成	衛生所、病院、教育局、衛生局、社会局
就業服務法	外国籍配偶者・大陸籍配偶者に対する就労支援の実施、職業訓練の実施	勞工局
終身学習法 成人向け基本教育他	外国籍配偶者向けの義務教育支援、新移民子女に対する教育補助事業、三歳以下の新移民子女向け医療補助制度	教育局

（表4）台湾政府による新移民文化芸術交流事業¹⁵

事業名	実施内容	管轄局
新住民配偶者及び子女のための夢応援プロジェクト	新住民（外国籍・大陸籍）が計画する異文化交流イベントへの助成金による支援	内政部移民署
新住民子女海外エンパワーメントプロジェクト	親の出身国で異文化体験を行う新住民子女向けの奨学金支援	内政部移民署
新住民芸術文化体験プロジェクト	新住民の芸術・文化を体験する教育プログラムへの支援	文化部

る各地方自治体やNGO、学校が申請した支援事業に対し政府が委託する形式が採用されている。助成金を活用した事業では①中国語の習得支援、②台湾での生活適応支援を重点化するように規定がある。活動の実施拠点としてコミュニティセンターが各地に設置された（横田 2013: 319-320）。

（表3）は、2004年から現在まで、台北市内で実施されている支援政策の一部である。実施開始当初の重点化事業は新移民の台湾での生活適応支援を目的とした識字教育である。帰化申請要件を満たすために中国語学習支援の実施が喫緊の課題であったことや、外国籍配偶者が家庭内で母国語の使用の制限に伴う家庭内での孤立が問題となり、より一層標準中国語の教育の必要性が認識されたためである。その後、生活適応支援の幅は拡大され、基礎教育課程の開講、就労支援や衛生指導、法令講座など広範な分野で支援プログラムが実施されるようになった。しかし、識字教育に特化し、新移民の文化的背景や新移民子女への文化継承に関する配慮の不十分さが残る政策姿勢に対する批判が浮上した。現在では、台湾政府文化部や内政部移民署が委託して、（表4）のような新住民の出身地の文化を重視した政策を展開し、「多元文化（duo yuan wen hua）」を掲げたイベントの運営を支援している。

近年の新移民政策における新たな展開として顕著なものは、新移民の外国籍配偶者向けの支援プロジェクト以外に、新移民子女（xin yi min zi nu）向けの支援策が立案されている点である。施策開始当初は新移民子女に対する識字教育や学習支援を中心とした支援施策が策定され、現在では、東南アジア諸言語を閩南語や客家語と同等に位置づけ、新移民子女の文化継承を重視する学校が増加している。この背景には、民間団体が初等教育における言語学習の必要性を政府機関に提言したことがある。提言を受けた自治体の一つである台南市では、各学校で新移民子女の全児童に占める割合が10%以上の場合、放課後に東南アジア言語講座が義務付けられたが、教員養成の面で改善策が求められている。言語教育を専門としない小学校教諭は適切な授業計画の立案が困難であるため、東南アジア諸言語を母国語とする新移民女性を非常勤教諭に迎え言語学習講座が開講されたが、教員資格を持たない外国籍配偶者が新移民子女に母国語を教えるのは難しい現状がある。その一方で2018年には、初等教育の第二外国語選択で東南アジア諸言語を選択できるように学習指導要領が改訂され、教員養成に向けた具体的な施策が待たれる。次章では具体的に支援活動を担う民間団体や地域での活動について概観する。

3. 新移民に対するアドボカシー活動とエンパワーメント活動の展開とその変容

本章では、具体的な支援活動に言及する前に、支援活動を担う団体の特質について抑えておきたい。新移民が問題として認識され、政府の指針に基づき民間団体が支援を実施する現在の状況に至った要因は、台湾政治の民主化とグローバル化の潮流の中で、他の文化継承運動や女性支援、コミュニティ建設などの社会運動を展開する民間団体が新移民に注目し始めたからである。特に、美濃市の社区营造政策の中で女性解放運動に従事した一派が新移民を支援するようになった（星 2013）ことは後の支援活動に大きな影響をもたらしている。運動に携わっていた社会学者が調査した結果、新移民は東南アジア出身で標準中国語での意思疎通も難しい状態にある人々が多く、夫からのドメスティック・バイオレンスや姑との不仲などの問題も明らかになった（横田 2013）。こうして、外国籍配偶者の家庭内での発言力の向上を企図して中国語学習教室が開講した。支援活動の実施に際しては従来のコミュニティ活動と同様に政府補助金を使用するが、政府指針が提示される以前から支援活動を実施していた民間団体は、国策として移民を導入する政府が移民への施策を十分に講じなかった時期があるという見解で、政府の補助金を部分的に使用する一方で、移民の人権擁護のため政府に政策指針の変更を求めるアドボカシー活

動を行うなど対峙的な姿勢を取る傾向があった（夏 2006；星 2013）¹⁶。しかし、近年では民間団体の要求が比較的反映され、政府と民間団体が連携した支援体制も形成されるようになってきている¹⁷。本章では、支援活動の運営主体である民間団体に焦点を当て、1980年代から現代に至る民間団体の支援活動やその展開を考察する。

3.1 法律の改正要求運動を含む新移民の権利・尊厳の向上のためのアドボカシー運動の展開

2000年以降には政府への抗議活動も盛んに行われている。本節では運動の展開過程と戦略に着目し、展開を複数の段階に分けて概観する。抗議行動には、移民の権利を拡充するための戦略がある¹⁸。1点目は、台湾政府は現在、人権・民主主義・多文化主義を標榜する政府として対外的に認識されることを望んでいるにもかかわらず、新移民女性に対する社会的排除への対策が不十分なパラドックスを糾弾する。社会運動家は、政府の多文化主義言説を逆手に取り、抑圧の対象となっている新移民女性の代弁者として処遇改善を要求する¹⁹。2点目は、新移民に対する共感を台湾社会で形成することである。台湾社会が長い歴史の中で、人々の移住と往来によって形成された「移民社会」であると強く主張し、新移民に対する排外的な価値観の刷新を図る。3つ目は、新移民女性の主体性をメディアや新聞で発信し、抑圧され知力のない女性たちという新移民女性に向けられたステレオタイプの払拭を図る事である。社会運動家は、新移民が「外籍配偶」として差別的な言説が向けられることを深刻にとらえており、「我是新住民，不是外籍配偶！（wo shi xin zhu min, bu shi wai ji pei ou）」を標語として掲げている。この標語には、ホスト社会から社会的に排除される差別対象という意味で、「外籍配偶」という言葉が使われている状況を危惧し、新移民女性を形容する新たな言葉として「新住民」を正式に採用するという意味が込められている。新移民の権利要求の公開抗議や政策立案に関するロビー活動において扇動的な役割を果たしている「台湾南洋姊妹會」が公表している声明文に寄れば、活動に通底する主張は外来者としての移民に対する制度設計を求めるというだけではなく、女性に対する福祉が不完全な台湾社会の福祉体制に対する警鐘でもある。新移民女性も台湾人の女性も公的機関が提供する福祉支援が不足した状態で子どもの養育や家庭における母親の役割を果たす責務を追っており、新移民女性にはさらに社会的な差別に晒される被抑圧者であると主張する²⁰。

中国語学習教室で中国語を学んだ新移民女性たち²¹は現地の研究者たちとともに、台湾南洋姊妹會²²を設立し、総統府前で抗議行動を実施するようになった。2003年から2014年にかけて、東南アジアからの留学生や社会運動家や研究者が加わり、国籍法や移住権、移民に対する労働環境の改善を求める抗議行動が行われている。一方で、東南アジア女性自身が、政策提言のためのデモ活動に動員されていく事例も報告されている（夏 2006）。

デモ抗議活動の端緒は2003年の入管法の制定に伴う抗議行動である²³。入管法を管轄する内政部移民署の職員は70%以上が警察官で占められていた。移民署は、移民や移住者の犯罪リスクを抑制し、取り締まりを強化する目的で設立されたのである。このような移民署の設立の背景を知った新移民女性たちは、婦女を支援する団体や労働団体と共に「移民と移住者のための人権法制定連合²⁴」を結成した。政府が策定する移民政策や人権に違反する発言を行う有識者に対する公開抗議を行うとともに、出入国移民法の修正案を立法院に提出し、各政党に賛同者を募るためのロビー活動を積極的に行った。新移民女性たちも、諸外国の入管法について学び直し、改正案を提言に関わった。この活動は、新移民女性が結束して「成功」を勝ち取った端緒といわれた²⁵。

2004年に当時の教育部次長が「大陸や外国から台湾に入国する外国籍配偶者はこれ以上台湾にいない²⁶」と発言したことに対し、その発言の撤回と謝罪を求めるデモ抗議活動が改めて行われた。数千人規模の東南アジア女性と台湾人女性がデモ行進を行い、「移民法改正！」や「同化反対！」などの文字が書かれたポスターを掲げる姿は新聞各社で報じられるようになり、当事者である新移民女性だけではなく台湾各地でデモ活動を支持する女性の賛同が広まった。新移民女性たちのこのような反発によって、最終的に教育部次長が謝罪した²⁷。2005年の国籍法の条項に外国籍配偶者に対する面接試験を課するという規定が設けられた際や、財力証明書の提出に反対する抗議運動が行われている²⁸。こうした抗議活動が結果として新移民二世世代への教育支援の拡充を後押しし、社会経済的に困窮する家庭の学生を含めた「弱勢児童 (ruo shi er tong)」への支援策に繋がった。

2010年以降のデモ抗議活動では、外国籍の介護労働者の労働環境の整備が主題となった。新移民運動の激化は、2011年に「陽光女人・兩性共治！」²⁹を政策標語として掲げ総統に就任した国民党の馬英九総統就任以降である。国民党政権は外国籍配偶者と大陸籍の配偶者が就業できる職業を拡大し、規制を緩和する声明を発表した。しかし、実際には、大陸籍配偶者はもともと外国籍配偶者に比べて就労機会が多く、外国籍配偶者の就業機会の方が限られていた。政権の政策姿勢では外国籍配偶者と大陸籍配偶者と外国籍配偶者の就業機会の格差は是正できず、大陸籍の就業機会の増大が外国籍配偶者の就業機会をさらに奪う危険性があるとして抗議行動が組織された。2011年5月、傘にペンで「工作資格³⁰」と書いた破れた傘を片手に、総統府前で抗議行動を行った。大陸籍配偶者の労働資格に関する規制緩和により、さらに外国籍配偶者の就労機会が減少する状況を、「破れた傘」で表した³¹。

上記のようなデモ抗議活動への参加を通じて同じ境遇におかれた女性同士が知り合い、関係者同士のつながりが構築されていき、新移民女性の運動における主体性が強化されたという（夏 2006）。上記のような抗議活動以外にも、YouTubeなどの動画サイトへの動画のアップロードやホームページに掲載する声明文を通じて、移民関連法規の制定や改正に対する異議申し立てを行っている。この会見の際には、人権活動家や法学や社会学の研究者に加え、台湾で中国語を勉強した東南アジア女性が必ず列席し、台湾人が声明文を読み上げると同時に、新移民女性が当事者たちの声を代弁する形で会見が行われる。

3.2 アドボカシー活動のネットワーク化

上述したように、抗議行動の様子が全国的にメディアで取り上げられ、台湾全土で「婚姻移民」に関する問題が浮上する中で、各団体の取り組みを周知する関係団体のネットワーク化が図られた。この関係団体は国内のみならず、国外にも派生し、婚姻移民の送り出し国側との関係構築も同時に行われた。美濃市を拠点として活動を開始した支援団体は中国語教室を主催した女性を理事長として南部に社団法人を設立し、新北市に婚姻移民向けの支援施策の改善要求を行うための拠点となる事務所を設けた（星 2013）。これを契機に新移民の支援活動は、生活適応支援とエンパワーメント活動、アドボカシー活動に大別され、美濃市を拠点とする団体が移民政策に対するアドボカシー活動を牽引する立場となり、ワークショップやインターネット上での団体の情報交換を通じた団体間での継続的な交流とネットワーク化が図られた。このような活動に対する賛同は原住民や女性支援を行う民間団体にさらに広がり、既存の政府事業に付随させる形で中国語教室や法律講座の実施などの支援活動が実施され、活動がより広範な地域で継続されてきた。他方で、婚姻移民送り出し国との関係強化を図る国際的な団体が設立され

ている。

3.3 エンパワーメント活動の拡大と活動内容の多様化

3.2で言及したアドボカシー活動を下支えしているのは、生活支援活動から派生して行われるようになったエンパワーメント活動である。1990年代以前は資金力のある地域のキリスト教教会の生活者支援活動や地域の人々の間での中国語学習教室が移民に対する生活支援を担っていた。上述したアドボカシー活動の派生や政府指針に基づく支援制度の設計を経て、東南アジア女性の社会的地位向上を目指したエンパワーメントプログラムが各地で開設されるようになった。プログラムでは、中国語学習教室やエンパワーメント活動は学術研究者の社会実践としても展開されており、識字教育や学校教育、地域への適応支援などの成功事例を蓄積し、包括的な支援体制の構築に向けた政策立案のモデルとして政府に提言する場合もあった。

地方都市のコミュニティ建設運動から拡大してきた新移民への支援活動は、新聞やテレビ番組で婚姻移民に関する報道が増加すると、都市圏へも拡大した。人口が集中する都市部の特質を生かし、広報宣伝やメディアバイアスの払拭を目的とした文化体験プログラムや各種イベントが多数開催されている。当初カウンセリングを目的として新移民のエンパワーメントを目的に導入されていた演劇的手法を応用し、新移民とともに民衆劇団を創り、新移民の出身国の文化や台湾での生活事情についての演劇作品を各地で上演する団体³²や、民間団体が新移民女性の手記や文学作品の出版を行う団体も登場している³³。こうした活動には、多数の外国籍配偶者が入国したのと同時期に就労や留学を目的として入国した女性が関わり³⁴、組織の運営側と新移民女性との間に介在し相互の交渉を請け負うことで運動の持続性が維持されたと言える。さらに、定住化した移民だけを支援対象として取り込むのではなく、外国人労働者を含む外国籍者向けのスタートアップ創業支援事業が開始している。台湾政府の新施策である「新南向政策³⁵」を意識し、台湾経済や台湾文化の世界的な普及をも視野に入れた新移民への自立支援も近年実施されている。3年後に本国に帰国することが義務付けられている外国籍労働者に対して、台湾滞在期間中の経験を帰国後のビジネス展開に活かすように支援する取り組みである。

一方で、支援活動黎明期には新移民への支援が不十分であった地方都市でも新移民の社会的包摂はコミュニティ建設、教育などの分野で次第に重要視されるようになってきている。具体的活動としては、人口減少に伴う過疎化に直面する農村で地域活性化政策があげられる。地域コミュニティの強化戦略の中心として新移民の社会参加の促進を目的とした交流事業が策定されている。新移民が地域住民と交流する機会の提供だけでなく、地域住民が移民の出身国の文化を体験する相互の文化交流も同時に実現しようとする意図がある。

3.4 移民の自律的組織の構築

このようにホスト社会が提供する包括的な支援体制が構築されつつある中で、新移民の社会参加を後押しするエンパワーメント活動が行われる一方で、新移民が自助組織を開設し始めている。在台インドネシア留学生や企業で働く専門職に加え、労働者や外国籍配偶者も含むインドネシア系移民によって創設された組織では定期的に台北駅前で移民のためのフェスティバルを開催している。朝方から夕方まで、多数のインドネシア人が集まり音楽に合わせてコーランを唱え、インドネシアからの直輸入品の洋服や食品が販売される。さらに、映画作成と映画祭の開催も近年注目を集めている。ベトナムから婚姻

移民として來台し前夫からの家庭内暴力に苦しんだ新移民女性が、映画監督の夫と再婚し、自らと同じ境遇で苦しむ女性の姿を撮影した映画を作成した³⁶。政治面では国会議員に選出される新移民が登場する等、新移民の社会的地位にも一定の変化が見られ、支援活動や包括的な移民政策による一定の成果が見られていると言える。

3.5 エンパワーメント活動の担い手

ここまで、2000年以降に隆盛した新移民へのアドボカシー活動の展開とエンパワーメント活動の内容を追ってきた。この活動に参加している人々は、大学教授や修士論文を執筆する大学院生など、学術活動の社会実装に主眼をおいて活動する人が多く見受けられる。コミュニティ運動や女性運動の社会実践に関わってきた人々も多数おり、社会運動に参加する人々の属性は幅広い。そこで、本節では、運動が拡大する要因について、新移民支援に実際に関わる人々の語りから考察したい。台南のNGOに所属するA氏（女性・40代・閩南人³⁷）は、大学卒業後、働きながらNGO活動に参加し続けてきた。もともとのNGOは政府などの上位権力によって無為に抑圧される人々の声を拾い、政府に対する陳情活動をかねてより行ってきた。彼女が活動するNGOは台湾南部の石油採掘事業によって強制退去を余儀なくされた原住民を支援していた。筆者が訪問した際には、台湾・沖縄・済州島など政権によって翻弄される地域の人々が集会を開いていた。この集会の幹事である彼女と新移民運動にはつながりがあるという。彼女の認識に依れば、新移民はグローバル化が進むアジアで、出身国における社会経済的問題を解決するために、政策や結婚支援サービスを介した移動を余儀なくされている。それは、政府に強制退去を強いられてきた先住民と同様の状況にある新移民への抑圧は是正されるべきとする民族問題に対する高い関心がある。さらに、原住民との共通性を指摘し、彼らの母語をホスト社会で話す機会が少ないこと、地域社会から孤立しがちである点は、対策を講じなくてはならないと語る。自分自身も福建から台湾に移り住んだ子孫として、社会の主流から本人が意図しない形で周縁化された人々には、人種や台湾に長期的に居住するかしないかに関わらず、支援を行う必要性を感じているという。しかし、彼女が活動を行う台南地域では必ずしも外国籍配偶者数が多いというわけでもなく、新移民が直面している状況は極めて複雑であるため、原住民と同様のプログラムを設計して支援を行えないと話す。彼女が所属する団体では、新移民にコミュニティスペースを開放して、新移民同士がコミュニケーションを取れる場を提供している。

二人目のB氏（男性・60代・本省人）は演劇的なセラピー手法を普及するエンパワーメント活動を行っている。B氏はすべてのマイノリティのために活動することを理念としており、アメリカや東南アジアでの支援活動の経験が豊富で、かねてから原住民運動や客家文化復興運動に関わってきた。原住民や客家人が多く住む地域に赴き、コミュニティセンターや小学校などを借りて、演劇作品を共に作成している。新移民を対象とした演劇ワークショップは複数回実施したが、彼女たちが抱えている状況が複雑で、あまりにも個人的な体験が異なっているため、演劇作品にはしないという。新移民に対して自らができることは、言語の違いを乗り越えてコミュニケーションをとる場を作ることだという。B氏は新移民は夫や姑の意向で家庭に縛られて外出できない場合が多い上、もし外出できたとしても知り合いが少なく、言葉の問題から地域に孤立しがちであると認識している。そんな新移民のために同じ境遇にある者同士の状況を知り、相手を知り自分を知る環境を提供したいと考えているという。

二つの事例を検討すると、新移民運動に関わる活動家は、民主化以後の社会運動に関わった経験を持

ち、新移民も原住民や客家人と共通に文化的多様性が承認されるべきだと考えている。社会運動家は、台湾籍を持つマジョリティであるという認識はありつつも、自らの祖先が社会で排除されてきた歴史を思い起こし、新移民に自己を投影しながら「共感」し新移民へのエンパワーメント活動に携わっていると言える。

4. 結論

本稿では、近年に民主化とグローバル化を同時並行的に経験したマルチエスニック社会における移民支援の変容の過程を分析した。2.では移民政策の基盤となる台湾の多文化主義政策について言及した後に、移民政策の変遷を整理し、急速な経済開発や少子高齢化に伴い、台湾社会が移民受け入れ国として変容していく様子を確認した。その上で、3.では、政府指針に基づき移民支援を展開する民間団体の動きを追い、民主化以後の既存の社会運動から派生してアドボカシー活動やエンパワーメント活動が実施されている状況について言及した。

アドボカシー活動においては、新移民女性を台湾人女性と同様に女性に対する福祉制度が不十分な中で生活する被抑圧者として解釈することによって、他の女性支援団体とのネットワーク化を通じた包括的な支援体制のモデルが民間から創出された。台湾に既存に存在した社会運動団体と学術研究者が協力して草案を作成する一方で、中国語を学習した新移民女性や留学生が中国語を十分に話せない他の新移民女性と社会運動団体との間に介在することによって、運動における共同性が形成された。こうした地道な活動が政策提言へと結びつき、教育や医療、地域への適応支援など様々な範疇で包括的支援が講じられてきた過程が明らかとなった。このような状況の中、新南向政策の下で、かつては発達障害児問題に発展するほど差別の対象であった新移民の第二世代を「東南アジア諸言語に精通したパイオニア」として捉え直し、様々な施策が検討されている。現在では民間団体と政府との交渉の末、政府と民間団体が相互に協力する場面も増え、移民の出身国の母語教育や文化継承にも重点が置かれるようになっていく。このように、新移民政策は東南アジアの世界経済における存在感が増しつつある中で転換点を迎えている。これを下支えするのは台湾政府が採用する新南向政策である。2.2で指摘したように、移民定住支援や外国にルーツのある子どもへの支援を含む教育制度の改正を実施するなど、新移民政策は新たな展開を迎えている。

新移民に対するこうした社会統合政策が策定されるもう一つの背景には、2.で指摘したように、第四次改憲において多元文化主義のもとに権利保護が明確に認められたのは原住民のみで、客家や本省人の族群の多様性は十分に認められているとは言い切れず、社会運動や各種啓発活動が今もなお継続的に実施されている点にも求められる。新移民は、ジェンダーや職業、文化など、あらゆる差別が交差する複雑な背景を持った集団として捉えられている。その多様性が、3.の冒頭で言及したように、様々な領域で活動する社会運動団体の関心を集め、多様な社会運動家の動員を可能にしている。もちろん、先行研究で田上（2012）が指摘したように、新移民が「歴史」を持たない存在であるため、族群間の対立が助長されることはなく、ナショナル・アイデンティティの相違から対立が発生する従来のものとは異なり、多様で対話可能な言説空間を生み出していることも関係している（田上 2012: 177）。

以上の考察を踏まえると、新移民の社会的包摂をめぐる台湾多文化主義政治を捉える際に重要な点が見えてくる。キムリッカ（2012）は、多文化主義政治の展開可能性を示唆する中で、マイノリティが政治権力であるマジョリティに対して権利を要求するという「マジョリティによるネーション形成とマイ

ノリティの権利要求との弁証法的プロセス（キムリッカ 2005）」を通じて、国家のネーション形成とマイノリティの権利拡大が同時に成立しうる可能性を指摘している。しかし、本稿で見てきたように、移民政策が策定され、施行されるまでの過程において、重要な役割を果たしたアクターは、マイノリティである新移民とマジョリティである政権ではなかった。新移民と政権との交渉関係を可能としたのは、新移民女性と政府との間に入り活動を展開する社会運動団体の存在である。3.5 で言及した社会運動家の語りによれば、彼ら/彼女らは自身をマジョリティであると言及したことはなかった。むしろ、自身の政治的マイノリティとしてのメンタリティを強く押し出し、台湾社会内部で別のマイノリティを発見して支援受入体制の構築を模索することにより、自己の族群意識を再構成しているとも考えられる。

このような状況は「族群」という新たな概念を生み出した台湾社会に特有のエスニック関係に起因しているといえる。台湾における人口構成とエスニシティの観点から言及すれば、人口学的な文脈では、全人口の70%以上を占める本省人・原住民がマジョリティであり、マイノリティは外省人と想定することが可能である。しかし、戦後に外来権力である国民党の支配を受けた台湾では、民主化を経験してもなお、人口構成上のマジョリティを占める本省人は政権を掌握できない状態が続いてきた。そのため、国民党と対立的な関係にある本省人は、人口構成上マジョリティであるにも関わらず、政治的文脈においてはマイノリティであるとも捉えることが可能である。他方で、政権を掌握してきた外省人が政治的マジョリティであるとも考えられる。このような複雑な背景を持つ台湾においては、政治学理論が想定するような明確なマジョリティやマイノリティという枠組みが不確かである。その境界が不確かであるからこそ、マイノリティの存在を発見した人々が支援活動を通じて自己のポジショナリティを再度位置付けるような「対比的なアイデンティティとしての族群意識³⁸」に基づくアイデンティティの政治が人々に広く受け入れられ、新移民に対する支援が行われていると指摘することができるだろう。

その一方で、アドボカシー活動に一定の成果が見られ、エンパワーメント活動が広く展開されても、新移民が直面する社会的包摂と排除をめぐる諸問題が解決されたわけではない。もちろん、現在では、識字教育以外にも、多元文化フェスティバルなどのイベントが企画・開催されるなど、移民に対する社会的差別の払拭を目指した新移民の文化的実践は以前に比べて重視されている。しかし、こうした移民政策が広く展開されることと新移民女性に対する社会的差別が稀薄化することはそれぞれ別の観点から分けて分析されなければならない。現行の政策を下支えするのは、東南アジア諸国との経済的関係の強化を図る新南向政策の影響である。こうした政策姿勢の変化に伴って、移民政策の名において包摂される対象は先行研究が想定して来た社会経済的に低階層に編入される新移民女性やその第二世代を中心として、東南アジア諸国出身者以外の外国籍者にまで拡大されている。すなわち、今後注視していくべき点は、真に救済を必要としている新移民に対してどれほどセーフティーネットが行き届いているのか、また、どのような新移民が政府や民間団体が主催する活動に関わっているのかを検討する必要がある。

文化イベントが多数開催されている昨今においては、新移民女性のイメージ構築や表象の問題も重要課題となるだろう。文化体験プログラムを通じて構築される新移民女性に対するイメージの分析を通じて、台湾多文化主義が外国籍配偶者の文化的実践を異化してしまうような状況を注視していく必要性があるだろう。すなわち、台湾政府の政策、居住地域における政策の実施状況と民間団体の支援の中で、それに抗し、時に利用しながらいかに新移民女性が日常を維持しているのか、新移民女性を取り巻く包摂と排除の構造をめぐる多角的な検討を今後行なっていくべきである。

【付記】

本稿は筆者の修士論文「移民包摂をめぐる多文化主義と社会運動に関する文化人類学的研究：台湾の新移民支援NGOにおける活動実践を事例として」（慶應義塾大学大学院社会学研究科）の一部を基にして加筆修正を行ったものである。

注

- ¹ 新移民という呼称は社会運動家たちが移民労働者や婚姻移民に対する差別的な扱いを企図して新たに作り出したカテゴリーともいえる。「外労 (wai lao)」や「外籍配偶 (wai ji pei ou)」という差別的な呼称を付与される場合も少なくない新移民女性は結婚後就労して出身国に送金する場合もあるため、労働者と婚姻移民とを区別して議論することは難しい。その差別観は第二世代の義務教育課程への入学者数が増加するにつれて、教育現場に持ち込まれ新たな問題が危惧されている（鍾，林 2016）。なお、本稿で記述する標準中国語について、発音を表記する必要性のある語彙は（ ）書きで発音を併記した。また、発音表記に関しては、拼音を使用した。
- ² 戸政部戸政司「12縣市外裔，外籍與大陸配偶人數（提供97年1月至107年10月）」より筆者作成。
- ³ 戸政部戸政司「12縣市外裔，外籍與大陸配偶人數（提供97年1月至107年10月）」より筆者作成。
- ⁴ 「族群」とはエスニックグループの訳語で、民族の下位概念である。「四大族群」とは台湾が本省人、外省人、原住民族、客家人という四つの族群によって構成されるという分類に基づく（王 2014）。
- ⁵ 筆者は国立台湾博物館において11月に開催された「東南亞移工的跨界／畫界交響曲—(跨國灰姑娘)—台大週年紀念版分享會」に参加し実際に出版された書籍の展示ブースにおいて出版される新装版を確認している。
- ⁶ Chun (2002) では今後の台湾の多文化主義に影響をもたらす点について以下の点を指摘している。①外国人労働者の流入，②「婚姻移民」の増加，③日本製品の生活への浸透，④「マクドナルド」に象徴されるアメリカ式大衆消費文化の受容がナショナル・アイデンティティやナショナルな境界にインパクトを与えると指摘する（Chun 2002: 113）
- ⁷ 台湾政府は国際結婚に伴う性的搾取や不法移住を抑制するために、東南アジア出身の女性と台湾人男性が婚姻届を提出する場合に限り、財力証明書の提出と対面面接を義務付けている。さらに、カンボジア政府による禁婚令を受けて、台湾人男性とカンボジア人女性が婚姻届を提出する際には、ホーチミン市台北経済処が発行する婚姻証明書の提出が義務付けられている。台湾人男性とカンボジア人女性が婚姻届を提出するためには、カンボジア・ベトナム・台湾で手続きを完了させなくてはならない。
- ⁸ 原住民とは17世紀初頭に漢民族が移住を開始する以前から台湾に居住していた先住民族の子孫を指す。
- ⁹ 本稿で着目する台湾の多元文化主義 (duo yuan wen hua zhu yi) は、1997年に中華民国憲法に明記され、その後台湾で導入された政策やそれに付随する諸活動のことを指す。
- ¹⁰ 1993年に民進党が発表した政策白書の中に盛り込まれた「族群と文化政策綱領」に記述されている。これは張茂桂が作成したものに民進党の側で党の主張に完全に符合するように若干の変更を加えたものである（田上 2012）。
- ¹¹ 現在では各企業が政府に希望雇用人数を申請し、政府がその企業の申告に基づいて、業種別に台湾人労働者の希望雇用数を割りだして、調整し、各企業に対して、全従業員の3~5割程度で外国人労働者の受け入れるよう受け入れの制限を通達している（江 2015: 63）。
- ¹² 田上（2012）によれば、新移民とは1980年代以降に台湾に流入してきた人口の総称であるが、通常はブルーカラーの外国人労働者と婚姻移民を指すことが多い。「就業サービス法」第46条によれば、ブルーカラー労働者としてあげられているのは、「海洋漁業の仕事」、「メイド」、「国家の重要建設または経済社会的発展の需要に応じて、中央主管機関により指摘された仕事」、「その他仕事の性質が特殊であるため、国内に該当する人材が欠如しており、業務上外国人を雇用し従事させる必要性が確かにあり、中央主管期間の事案認定を受けたもの」という4職種である（田上 2012: 178-179）。
- ¹³ 管轄省庁である移民所の職員の70%以上が警察官によって構成されたことはのちに民間団体から批判を受けた。
- ¹⁴ 邱琄雯（2005）より筆者作成。
- ¹⁵ 新住民培力發展資訊網 (http://ifi.immigration.gov.tw/mp.asp?mp=ifi_zh) より筆者作成。

- ¹⁶ 新移民運動は特に2000年前後から継続的に実施され、特に、入管法の規制が厳格化された2005年、2010年に活発に実施された。特に2010年以降馬英九政権が成立した後は、外国籍介護労働者の労働環境の整備が主題となった。
- ¹⁷ 2016年時点での関係者への聞き取りに基づく。
- ¹⁸ 国際人権ひろばNo.84 2009年3月発行号 (<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section3/2009/03/—17.html>) にはシンポジウム当日の内容が記述されている。本稿に記述した内容は本号における「移民女性たちがリードした移民法改正」という項目で示された内容に基づいている。
- ¹⁹ 田上 (2012) も新移民包摂的多文化主義について分析を行い、新移民研究者が新移民の代弁者として、台湾の多文化主義政策を批判的に論じていると記述している (田上 2012: 197)。
- ²⁰ 台湾南洋姉妹會ホームページ <http://tasat.org.tw/page/1/2>
- ²¹ 全ての新移民女性が中国語学習教室に通学できるわけではない。外部との接触を持つことで失踪する危険性を防ぐために新移民女性が通学を希望しても夫や姑が通学をさせない場合も多い。また、新移民女性の多くはアルバイトをして家計収入を支えているため、語学教室に通う時間的な余裕がない場合もあるという。
- ²² 台湾南洋姉妹會ホームページ <http://tasat.org.tw> (最終閲覧日2019/1/30)
- ²³ 2009年、大阪市で、「多文化家族と地域社会 日本・韓国・台湾における 共生を考える」と題した国際シンポジウムが開催された。新移民運動の指導的立場にある夏氏は、このシンポジウムで新移民女性たちが移民運動を組織化した経緯について講演を行った際の記事より抜粋している。
- ²⁴ 正式名称は「移民／住人権修法聯盟」である。
- ²⁵ 国際人権ひろばNo.84 2009年3月発行号 (<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section3/2009/03/—17.html>) より引用。
- ²⁶ 教育部次長荒謬無知 <https://tw.appledaily.com/headline/daily/20040709/21068783/>を参照。
- ²⁷ 次長失言政院促教部換人 「外籍新娘不要生那麼多」引來抗議 <https://tw.appledaily.com/headline/daily/20040713/1078077/>を参照。
- ²⁸ アドボカシー活動を牽引する夏氏による寄稿文<https://opinion.cw.com.tw/blog/profile/65/article/6576>より抜粋
- ²⁹ 馬英九總統が提言した女性政策の標語。ジェンダーによるあらゆる差別を撤廃し、男女平等を実現しようとする一連の政策を表す。
- ³⁰ 「工作資格 (gongzuo zige)」とは労働者の適切な権利を求める標語である。「工作」は中国語で仕事を意味し、「資格」は就労する適切な資格を認めることを求めるために用いられた用語と推測される。
- ³¹ 馬英九政見落空新移民工作破洞 (<https://www.awakening.org.tw/topic/2179>) より。
- ³² 社団法人台湾南洋姉妹會内部の組織である「南洋姉妹劇團」は新移民に関する演劇作品を作成する有名な団体である。
- ³³ 演劇の上演については (Liang 2012)、新移民の記述した手記や小説の出版や各種懸賞の具体的な内容については (倉本 2018) を参照。
- ³⁴ (<https://comartforum.wordpress.com/speakers-intro/pei-hsiang-lee/>) (<https://comartforum.wordpress.com/speakers-intro/chin-chih-hung/>)
- ³⁵ 新南向政策とは台湾政府が掲げる外交政策の指針の一つである。台湾にとり比較的南方に位置する東南アジア地域との積極的な経済連携や外交政策を実施し、台湾の国際的地位の向上と経済発展の実現を目指す。
- ³⁶ <https://www.storm.mg/lifestyle/160631> を参照
- ³⁷ 本稿で記述したインフォーマントの族群の分類については、本人が発言した通りに記述している。
- ³⁸ 王 (2014) は、「族群」概念の特徴として、「対比的なアイデンティティ」を指摘している。このアイデンティティの対比性とは「我々とは誰なのか」を定義する際に、明確に「我らは誰なのか」ということに対比させていることを示している。そのため、族群が多元的に並存する中でも、ある族群カテゴリーを提起する場合には必ず対比するカテゴリーが存在しているという (王 2014: 17-18)。

参考文献

金戸幸子 (2006) 「台湾の「新移民」問題に関する国際社会学的研究」富士ゼロックス 小林節太郎記念基金 2006年度研究助成論文1-38.

- キムリッカ、ウィル (1998) 『多文化時代の市民権—マイノリティの権利と自由主義』 角田猛之・石山文彦・山崎康仕 (訳), 晃洋書房。
- (2005) 『現代政治理論』 千葉真 (訳), 日本経済評論社。
- (2012) 『土着語の政治—ナショナリズム・多文化主義・シティズンシップ』 岡崎晴輝・施光恒・竹島博之 (訳), 法政大学出版局。
- 倉本知明 (2018) 「移民工文学賞という試み—包摂と排除の狭間で—」 『日本台湾学会報』 20: 45-66。
- 江秀華 (2015) 「台湾における外国人労働者の受け入れについて—実態および政策調査」 『城西現代政策研究』 8(1): 61-70。
- 高橋萌 (2017) 「移民包摂をめぐる多文化主義と社会運動に関する文化人類学的研究: 台湾の新移民支援NGOにおける活動実践を事例として」 慶應義塾大学大学院社会学研究科修士論文 (未公開)。
- 田上智宜 (2010) 「新移民政策の形成と展開」, 佐藤幸人編 『台湾総合研究III 社会の求心力と遠心力』 調査研究報告書, p 51-64 アジア経済研究所。
- 田上智宜 (2012) 「多文化主義言説における新移民問題」 『交錯する台湾社会』, p 175-208, アジア経済研究所。
- マーシャル, T. H (1993) 『シティズンシップと社会的階級—近現代を総括するマニフェスト』, 岩崎信彦・中村健吾 (訳), 法律文化社。
- 星純子 (2013) 『現代台湾コミュニティ運動の地域社会学: 高雄県美濃鎮における社会運動, 民主化, 社区総体营造』 御茶ノ水書房。
- 安里和晃 (2005) 「介護労働市場の形成における外国人家事・介護労働者の位置づけ—台湾の事例から—」 『龍谷大学経済学論集 (民際学特集)』 44(5): 1-29。
- 横田祥子 (2007) 「台湾・国際結婚移住者をめぐる社会人類学的研究—台中県東勢鎮の事例から—」 2007年度 財団法人交流協会 日台交流センター 日台研究支援事業報告, 1-19。
- (2007) 「グローバル化下の婚姻と労働契約—台湾中部の地方都市からの考察—」 平成20年度東京都立大学大学院博士学位論文。
- (2008) 「グローバル・ハイバガミー?—台湾に嫁いだベトナム人女性の事例から」 『異文化コミュニケーション研究』 20: 79-110。
- (2013) 「台湾における多文化主義の変容—婚姻移民の増加と変容する「血」のメタファー」 『現代における人の国際移動アジアの中の日本』, 吉原和男編, pp 313-332, 慶應義塾大学出版会。
- 張茂桂 (2008) 「台湾の多文化主義政治と運動」 若林正文編 『ポスト民主化期の台湾政治—陳水扁政権の8年』, 123-167, アジア経済研究所。
- 徐幼恩 (2016) 「台湾・高雄市における越境結婚のアジア人妻の主体性 移住労働者から結婚移民となったタイ人女性とベトナム人女性の事例から」 『日本文化人類学会第50回研究大会論文集』。
- 藍佩嘉 (2008) 『跨國灰姑娘 當東南亞幫傭遇上臺灣 新黨家庭』 行人文化實驗室。
- 邱琄雯 (2005) 「第十四章 外籍配偶相關社會服務團體資源」 『外籍配偶師資培育講義 (上冊)』 271-295。
- 王宏仁 (2001) 「社会階層化下的婚姻移民與国内労働市場: 以越南新娘為例」 『台湾社会学研究季刊』 41: 99-129。
- 王甫昌 (2014) 『台湾學術文化研究業書 族群 現代台湾のエスニック・イマージョン』 松葉隼・郁如 (訳), 東方書店。
- 夏曉鵬 (2002) 『流離尋岸—資本國際下的「外籍新娘」現象』 台灣社會研究雜誌社。
- (2006) 「新移民運動の形成—差異政治, 主體化與社會性運動」 『台灣社會研究季刊』 61: 1-71。
- (2007) 『社大文庫8 不要叫我外籍新娘』 遠足文化有限公司。
- 陳志柔・吳家裕 (2017) 「臺灣民眾對外籍配偶移民的態度: 十年間的變化趨勢 (2004-2014)」 『人文及社會科學集刊』, 29(3), pp. 415-452
- 葉琬華 (2005) 「從多元文化主義論臺灣東南亞外籍配偶輔導政策—澳洲多元文化經驗對我國的啟示」 中央警察大學/外事警察研究所碩士論文。
- 魏玫娟 (2009) 「多元文化主義在台灣 其論述起源, 內容演變與對台灣民主政治的影響之初探」 『台湾社会研究季刊』 75: 287-319。
- 張芳全, 李靜芬 (2013) 「學齡前教育的弱勢族群—桃園新住民子女問題與對策」 『國民教育』, 53(3), 29-35。
- 鍾才元・林蔚芳 (2016) 「從新移民子女之族群認同談教育與輔導人員之積極思維與作為」 『臺灣教育評論月刊』 5(6):

177-183.

- Chun, A (2002) The Coming Crisis of Multiculturalism in 'Transnational Taiwan, *Social Analysis*. 46(2): 102-122.
- Constable, N (2004) *Cross-Border Marriages Gender and Mobility in Transnational Asia*. University of Pennsylvania Press.
- Liang, P (2012) Localising People's Theatre in East Asia: performing Hakka women and pear-growers on Taiwan's fault line], *The Journal of Applied Theatre and Performance*, 17: 3
- Sassen, S. 2001 *The Global City New York, London, Tokyo*. Princeton University Press.
- 中華民国内政部移民署全球資訊網「12縣市外裔, 外籍與大陸配偶人數 (提供97年1月至107年11月)」<https://www.immigration.gov.tw/lp.asp?ctNode=29699&CtUnit=16434&BaseDSD=7&mp=1> (2018年11月25日参照)
- ヒューライツ大阪一般財団法人アジア・太平洋人権センター国際人権ひろばVol.84 (2009年03月発行号) <http://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section3/2009/03/—17.html> (2018年10月15日参照)
- 新住民培力發展資訊網 http://ifi.immigration.gov.tw/mp.asp?mp=ifi_zh (2018年10月15日参照) 台灣南洋姊妹會ホームページ <http://tasat.org.tw> (2019年1月30日参照)
- 蘋果日報ホームページ <https://tw.appledaily.com/headline/daily> (2019年1月30日参照)
- 瘋傳媒ホームページ <https://www.storm.mg/lifestyle/> (2019年1月30日参照)